

山梨県 交通安全“なるほど”コラム(1)

『自転車交通違反に青切符・反則金制度、成立！』

さて、
先日、自転車関連のニュースとしまして、
「自転車交通違反に反則金（青切符）交付！改正道路交通法可決、成立！」
という情報が駆け巡ったのをご存じですか？



昨年度から、青切符による自転車に反則金導入！？というニュースが飛び交っていた…

それが成立した…
つまり、「！？」⇒「！！」へと変化した…ということになりますね。

国会で法案が可決、成立したのが令和6年5月17日ですので、
少し時間が経ちましたが、改めて振り返ってみましょう！

しかしですよ、自転車に乗るのには、
そもそも運転免許は必要とされていない…



(うん、うん)

それを反則金とるの？？？
という基本的なギモンがトーン湧いてきますよね。

今回はこれについて調べてみました。

“青切符”ってなに？

- 軽微な違反（反対に重い違反の時にもらうのは“赤切符”）
- 反則金〔行政罰〕（反対に赤切符は罰金であり刑事罰）
※行政罰では定められた時期までに反則金を支払えば前科はつかない。
交通違反通告制度により裁判が免除されるため。
- 行政処分のみ（反則金と違反点数の加算）
- 現在、自転車は対象外

なるほど、自転車は、今は青切符の対象外なんですね。
これを、自転車も対象にするってことなんですね。



自転車の危険な運転に対しては、
「自転車運転者講習制度」により講習を命じられることがあります。

青切符交付制度導入後の自転車取り締まりイメージ

	対象年齢	取り締まり手続き	主な違反内容
指導警告票	全年齢	警告票交付 (反則金なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・信号無視 ・一時停止不停止 ・通行区分違反 ・通行禁止違反 ・遮断機立ち入り ・歩道における通行方法違反 ・制御装置不良自転車運転 ・携帯電話使用 ・緊急自動車妨害 ・傘さし運転など
交通反則切符 (青切符)	16歳以上	反則金を支払えば起訴が免除	上記のうち悪質性や危険性が高いもの
交通切符 (赤切符)	14歳以上	起訴を見据えて捜査	酒酔い運転 酒気帯び運転

新たな取締り対象

なぜこの時期なの？

- 健康ブームなどで自転車の利用が増大
- 悪質運転の増加
(信号無視、スマホ操作中の運転など、
“ながら運転”の横行、ひどいのは飲酒運転など)
- 自転車事故の交通事故全体に占める割合の増加
- 自転車の交通違反の摘発件数の増加



なるほどね…。

青切符を自転車に導入しようとするのにはそういう社会の変化、背景があるんですね。

自転車に関係する事故が増加するなかで、実効性のある取締りとして「青切符」の導入が必要だと判断されたと…。

自転車を交通弱者とだけ考えるのではなく、自転車を交通事故の加害者としての側面が強くなっているんですね。

これは山梨県をはじめ、多くの県で「自転車条例」により自転車事故の相手方を保護する自転車損害賠償保険加入義務化を導入しているのもそのせいなんですね。

「青切符」による反則金を納めなかった場合はどうなるの？

青切符による反則金を納めずに、
起訴されて有罪になると…

懲役または罰金となります。

「自転車運転者講習制度」とは？

平成 27 年 6 月 1 日から、
自転車の危険な運転に対しては、
「自転車運転者講習制度」により講習を命じられることがあります。

一定の危険な違反行為をして、3 年以内に 2 回以上検挙され、
又は事故を起こした悪質自転車運転者に対して、
公安委員会が講習の受講を命じます。

受講を命じられた者は、
自転車運転者講習を受講しなければならず、
受講の命令に従わない場合は、
5 万円以下の罰金に処せられます。



今後の方向

青切符制度は公布から 2 年以内に施行となります！

反則金は今後、政令で決まりますが、
5,000 円から 1 万 2,000 円程度になるとみられています。

まとめ

令和 4 年に自転車に関係した死亡・重傷事故は 7 千件を超え、
約七割で自転車側にも違反があったとのこと。
重大事故は被害者や加害者や家族の生活を一変させますからね。



今後、自転車の青切符導入、注目されますね。

…青切符を切られる…なんてことがないように改めて、悪い例をご紹介しますね！

【悪い例】



(2 人乗り)



(スマホながら運転)



(イヤホンで聴きながら運転)



(傘差し運転)



(ヘッドホンで聴きながら運転)



(飲酒運転 ※とんでもない話！！)

良い例



(ヘルメット着用して、交通法規を守る)



(夜間点灯)

悪い例のような自転車運転をしないように改めて気をつけてください！
よろしくお願います。



はあ〜い(*^_^*)

自転車利用者の
ヘルメット着用
努力義務化!
～令和5年4月から～

皆のもの〜、
自転車に乗るときは、
ヘルメットを
かぶろうマル!

A cartoon dog wearing a blue bicycle helmet with a red and yellow design. The dog is holding a black sign that says "交通安全" (Traffic Safety) and has a blue tag around its neck that says "武田菘丸" (Takeda Shumaru). The dog is standing next to a red bicycle.